

◆ *News Release* ◆

各位

阪神エアカーゴ株式会社

阪神エアカーゴ、「特定保税承認者」の承認について

阪神エアカーゴは、2009年2月19日に東京税関長より特定保税承認者の承認を受けましたのでお知らせいたします。

特定保税承認制度は、日本版 AEO 制度^(*)の一つとして、2007年に施行された制度で、セキュリティ管理とコンプライアンス体制が整備されているなどの条件を満たす事業者に対して税関長が承認を与え、この承認を受けると新たな保税蔵置場を設置する際に従来の許可制から届出制に変更になるなどの優遇措置が受けられるものです。

当社では今回が初めての承認となり、承認を受けた保税蔵置場は下記のとおりです。

記

- ◆ 成田ロジスティクスセンター保税蔵置場
千葉県成田市多良貝 245 番地 161
- ◆ HT成田保税蔵置場
千葉県香取郡多古町間倉字松木台 490 番地 1
- ◆ 秋葉原保税蔵置場
東京都千代田区神田佐久間町 1 丁目 9 番地

(*) AEO : Authorized Economic Operator の略であり、民間企業と税関当局がパートナーシップを結び、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立の実現を図る制度です。

阪神エアカーゴは、今後もセキュリティ管理とコンプライアンス体制の徹底と強化に努め、お客様に安全・安心なサービスをご提供してまいります。

以上

————— < 本件に関するお問い合わせ先 > —————

[阪神エアカーゴ(株) 広報担当]

株式会社阪急阪神交通社ホールディングス 広報部

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-9-2

TEL:03-6745-7333/FAX:03-6745-7334

〒530-0047 大阪市北区西天満 6-4-18

TEL:06-6366-1261/FAX:06-6366-1290